

大阪産業大学学則【抜粋】

(科目等履修生)

第 41 条 本学の特定の授業科目について科目等履修を志願する者があるときは、本学学生の修学に妨げのない限り、選考のうえ、教授会の議を経て、これを許可することができる。

- 2 科目等履修生を志願できる者は、高等学校を卒業した者またはそれと同等以上の学力を有すると認められた者とする。
- 3 科目等履修生が履修した授業科目の試験を受け合格した場合には、単位を与える。
- 4 科目等履修に要する費用等は、別表第 3 のとおりとする。
- 5 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

別表第 3 (大阪産業大学学則) 【抜粋】

1、学費

(4) 科目等履修料および研究料 (単位 円)

項目		金額
科目等履修料	1 単位	10,000

2、学費以外の費用

(1) 検定料 (単位 円)

科目等履修生検定料	15,000
-----------	--------

大阪産業大学科目等履修生規程【抜粋】

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪産業大学学則第 41 条の規定に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定める。

(出願資格)

第 2 条 科目等履修生を志願できる者は、高等学校を卒業した者またはそれと同等以上の学力を有すると認められた者とする。

(科目等履修科目)

第 3 条 科目等履修科目は講義科目(実習を伴う講義科目を含む。)とし、語学関連科目、保健体育関連科目、実験、実習および製図等定員を定めている科目の科目等履修は原則として認めない。ただし、前項の定員を定めている科目であっても、教員免許状その他の法令に定める資格を取得するための必修科目である場合は、科目等履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生が科目等履修できる授業科目は、1年間を通じて 10 科目 20 単位以内とする。
- 3 「教育実習」科目の履修資格は、本大学学修規程に定めるところによる。また、「教育実習」科目を志願する者は、出願の際に実習校の内諾書および科目等履修許可されたのちには教育実習費を別に必要とする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生を志願する者は、本大学所定の科目等履修願(様式第8号)に最終出身学校の卒業証明書、成績証明書(教員免許状取得を目的とする者は教職用単位修得証明書も添付すること。)、履歴書および本大学学則別表第3で定める科目等履修生検定料(科目等履修継続者は免除する。)を添えて指定の期間内に願い出なければならない。

(科目等履修許可および選考)

第5条 科目等履修生を志願する者があるときは、本大学学生の修学に妨げのない限り、教授会の議を経て、学長が許可する。

2 科目等履修志願者に関する選考は、当該授業科目担当者の意見を聞き、科目等履修の申し出のあった学部において行う。

(科目等履修期間)

第6条 科目等履修の期間は、当該年度の学期始めから当該学期またはその年度の終わりまでとする。ただし、後期から始まり次年度前期まで続く科目の場合は、その期間とする。

(試験および単位の認定)

第7条 科目等履修生は、聴講した授業科目について、成績評価を受けることができる。

2 成績評価で合格した授業科目については、所定の単位を与える。

3 科目等履修生の成績評価については、以下のとおりとする。

点数	評価	
100点～60点以上	G	合格
60点未満	D	不合格
成績評価に至らない	*	

(証明書)

第8条 科目等履修を許可され、所定の手続きを完了した者に対して科目等履修生資格証明書を交付する。

2 科目等履修生として修得した単位については、本人の請求により、単位修得証明書または成績証明書を交付する。

3 科目等履修生に対しては、本人の願い出により、科目等履修証明書を交付する。

(科目等履修料)

第9条 科目等履修を許可された者は、本大学の指定する期日までに科目等履修料を納入しなければならない。

2 科目等履修料は、本大学学則別表第3に定めるところによる。

3 科目等履修料を納期までに納入しない者には、科目等履修許可の取消しを行う。

(特別の経費)

第10条 科目等履修に特別の経費を要する場合は、これを科目等履修生から徴収することができる。

2 前項の経費については、その都度定める。

(既納の科目等履修料等)

第11条 すでに納入されている科目等履修生検定料、科目等履修料および特別の経費は、これを返還しない。

(規程の準用)

第12条 科目等履修生に対しては、この規程のほか、本大学学則および正規の学生に関する規程を準用する。

(運営)

第13条 この規程の運営に関する必要な事項は、学長が別に定める。

以上

科目等履修生関連規定【大学院】

大阪産業大学大学院学則(抜粋)

(科目等履修生)

第48条 本大学院において特定の授業科目を履修し単位を修得しようとする者があるときは、当該研究科委員会の議を経て、科目等履修生として許可することができる。

- 2 科目等履修生が履修した授業科目について試験を受け合格したときは、所定の単位を与える。
- 3 科目等履修生に関する内規は、別に定める。

大阪産業大学大学院科目等履修生に関する内規(抜粋)

第1条 大学院学則第48条による科目等履修生(以下「履修生」という。)の取扱いは、この内規の定めるところによる。

第2条 履修生は、当該研究科委員会が定めた特定の授業科目を履修することができる。

2 履修生が科目等履修できる授業科目は、1年間を通して20単位以内とする。

第3条 履修生の資格は、当該研究科委員会の定めるところによる。

2 履修生となることを希望するものは、次の書類とともに別に定める検定料を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願
- (2) 最終学校の卒業証明書および成績証明書
- (3) 写真

第4条 履修生の在籍期間は、学期の始めから1年間または半年とする。

第5条 履修生となることを許可された者は、別に定める履修料を納入して所定の期間内に履修登録しなければならない。

2 所定の期間内に履修料を納入しない者は、履修生となることを辞退したものとみなす。

3 いったん納入された履修料は、返却しない。ただし、本大学院の学生が受講登録がないために休講することになった授業科目および未開講となった講義科目の場合、履修登録を取り消し、納入された履修料は返却する。

第6条 履修生が履修した授業科目について単位を修得したときは、単位修得証明書を交付する。

第7条 履修生が修得した免許および資格関係科目の単位修得証明書は、研究科の学位授与日以降に交付する。ただし、前期終了科目の場合は、前期授業終了日以降に交付する。

第8条 履修生は、科目等履修証明書の交付を求めることができる。

第9条 履修生の身分を証明するものとして、科目等履修生証を交付する。

第10条 履修生は、大学院の学則および正規の学生に関する規程を準用する。

第11条 履修生に関する事務は、教務課が所管とする。

第12条 この内規の改廃は、大学院研究科委員会の議を経るものとする。

大阪産業大学大学院学費納入規程(抜粋)

(学費の内訳および金額)

第2条 学費とは、入学金、授業料、教育環境充実費、審査料、科目等履修料および研究料をいう。

2 前項の金額は、別表第1および別表第2に定めるとおりとする。

別表第1

1 学費

(5) 科目等履修料および研究料 (単位 円)

項 目		金 額
科目等履修料	1科目	30,000

2 学費以外の費用

(1) 検定料 (単位 円)

項 目	金 額
科目等履修生検定料	15,000